

瀬戸内市自動販売機設置業務募集要項

瀬戸内市役所本庁舎に設置する自動販売機の設置事業者を次のとおり、公募により募集する。

1 公募に付する事項

(1) 名称

瀬戸内市自動販売機設置業務

(2) 設置期間

行政財産使用許可日から令和9年3月31日までとする。ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可することができることと瀬戸内市が判断した場合は、令和11年3月31日までを限度に引き続き許可を行う。

(3) 設置場所及び設置物件

ア 設置場所 瀬戸内市役所本庁舎内(瀬戸内市邑久町尾張300番地1)

イ 設置物件 瀬戸内市役所本庁舎自動販売機設置業務仕様書の「1 公募物件」にある設置場所に自動販売機を設置する。

瀬戸内市役所本庁舎 1階階段横 1か所

2 参加資格要件

公募に参加できるのは、市が自動販売機の設置・運営が可能と判断した法人又は個人で、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有し、自動販売機の故障等緊急の場合において迅速な対応ができ、自らの責任において販売する者(名義貸しは認めない)で、引き続き1年以上自動販売機の設置・運営を行っていること。

(2) 次のア～ウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び警察当局から排除要請がある者

ウ イに掲げる者等から依頼を受けた者又はイに掲げる者等の関係団体

(3) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び方法

ア 配布期間 令和8年3月16日(月)午前9時から令和8年4月3日(金)午後5

時まで

イ 配布方法 瀬戸内市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/5/157424.html>

(2) 必要書類の提出期間、場所及び方法

参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)及びその他必要書類を提出すること。提出書類の作成、取得及び提出にかかる費用は、申込者の負担とし、提出された書類は返却しない。

また、申込者は、提出した書類等に関し市から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期間 令和8年3月16日(月)から令和8年4月3日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 瀬戸内市役所総務部契約管財課(市役所本庁舎2階)

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達確認が可能な方法に限る。期間内必着。)

エ 提出書類 下記のとおり(印鑑は「印鑑の証明書により証明された印鑑」を押印のこと。)

(ア) 参加申込者が法人の場合

a 参加申込書(様式第1号)

b 販売品目一覧表(様式第2号)

c 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書(様式第3号)

d 設置を予定している自動販売機のカタログ

e 登記事項証明書(法務局が発行する現在事項全部証明書[商号、住所、代表者、設立日を証明するもの])

f 法人の印鑑証明書

g 本社等の所在地を所管する税務署長が発行する納税証明書「その3の3」

h 岡山県発行の県税の納税証明書(「県徴収金の滞納がないこと」又は「課税なし」の証明)

i 暴力団排除条例に係る誓約書(様式第4号)

※d~hについてはコピーでも可。

※e~hについては、発行日から3カ月以内のもの。

(イ) 参加申込者が個人の場合

a 参加申込書(様式第1号)

b 販売品目一覧表(様式第2号)

c 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書(様式第3号)

d 設置を予定している自動販売機のカタログ

e 本籍地の市町村長が発行する身分証明書

f 代表者の印鑑登録証明書

g 所在地を所管する税務署長が発行する納税証明書「その3の2」

h 岡山県発行の県税の納税証明書(「県徴収金の滞納がないこと」又は「課税なし」の証明)

i 暴力団排除条例に係る誓約書(様式第4号)

※d~hについてはコピーでも可。

※e~hについては、発行日から3カ月以内のもの。

(3) 審査結果の通知

3(2)で提出された書類を市が審査し、参加資格要件があると認められる者には、参加「承認する」と記載した、申込みされた際に受付印を押印した参加申込書の写し(以下「受付書」という。)及び見積書(様式第6号)を送付します。参加資格要件がない者には、参加「承認しない」と記載した受付書を送付します。いずれも令和8年4月10日(金)までに送付します。

(4) 仕様等に対する質問の受付

ア 受付期間

令和8年3月16日(月)から令和8年3月27日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 方法

仕様書等に対する質問・回答書(様式5号)により、下記9の宛先にメール若しくはFAXにて行うこと。

ウ 回答

令和8年4月1日(水)までに瀬戸内市ホームページに公開する。

エ その他

選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 設置事業者の選考方法

設置する自動販売機の売上手数料率(売上に応じて瀬戸内市(以下「市」という。)に納める売上実績額に対する納付金の割合)の見積書を提出すること。市が予定する売上手数料率以上で最も高い売上手数料率を見積りした者を設置事業者として決定する。

5 見積書の提出要領

(1) 提出期限

令和8年4月16日(木)午後5時必着

(2) 提出場所

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1
瀬戸内市役所総務部契約管財課(市役所本庁舎2階)

(3) 提出方法

見積書(様式6号)を無地封筒(長型3号)に入れ、糊付けをして封緘部分の上中下3か所に割印し、表面に応募する事業名称及び応募者の住所及び氏名を記載し、持参又は郵送(書留又は簡易書留郵便に限る。)により提出期限までに必着のこと。

(4) 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- ア 参加資格のない者がした見積書
- イ 記名押印のない見積書
- ウ 記載事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書
- エ 押印された印影が明らかでない見積書
- オ 売上手数料率を訂正した見積書
- カ 同一の見積りについて、2以上の見積りをした者の見積書
- キ 市から交付される見積書以外の様式を使用した見積書
- ク 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入した見積書
- ケ 提出期限内に到達しなかった見積書
- コ 書留又は簡易書留郵便あるいは持参によらないで提出された見積書
- サ 封筒に封印がされていない見積書

6 開札

(1) 開札会場

瀬戸内市役所本庁舎 3階会議室

(2) 開札日時

令和8年4月20日(月) 午前10時開始

(3) 注意事項

同率の見積りが複数ある場合は、くじにより設置事業者を決める。くじの詳細については、同率事業者に別途連絡する。

設置事業者名及び売上手数料率を、瀬戸内市ホームページにおいて公表する。

7 行政財産使用許可申請及び自動販売機設置管理協定書の締結

設置事業者は契約管財課あてに行政財産使用許可申請書を提出するとともに、自動販売機設置管理協定書を締結すること。

8 その他

(1) 自動販売機の撤去及び移設について

市が行う工事等施設管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、市が指定した期日までに、設置者の負担により対応するものとする。

(2) その他

詳細については、自動販売機設置仕様書による。

9 問い合わせ先

瀬戸内市役所総務部契約管財課

電話(0869)22-2079 FAX(0869)22-3304

E-mail keiyaku@city.setouchi.lg.jp